

## 第30回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成24年2月8日(水) 10:00～10:25

場 所 大分市保健所6階大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、秦 政博、園田 敦子、長野 幸子、葛西 満里子、  
永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、  
日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、永松 弘基、仲摩 延治、皆見 喜一郎、  
入田 光の各委員(計19名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司  
同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛  
同主任 森田 俊介(計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長 玉衛隆見)、(同主幹 渡邊信司)、  
議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、市民協働推進課主査 正池 功、  
人事課主査 幸野 勝、財政課専門員 橋本 陽嗣  
(統括者・副統括者除く 計4名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、  
同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 逐条解説について

(2) その他

< 第30回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

おはようございます。皆様にはお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。  
でございます。

ただ今から、第30回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。本日の検討委員会では、逐条解説の第26条「住民投票」の部分について、協議をお願いしたいと考えております。それでは委員長さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長

皆様方、改めましておはようございます。大変寒い中、万障繰り合わせていただきまして誠にありがとうございます。

早速討議に入らせていただきたいと思います。ただ今、事務局からご挨拶がございましたが、その中で逐条解説の第26条「住民投票」についての協議をお願いしたいというお話がございました。今日はそれをテーマとして掲げて、議論をしていきたいと思います。

逐条解説の第26条「住民投票」につきましては、前回の検討委員会での意見を踏まえまして、事務局でたたき台としての資料を作成しております。それにつきまして、事務局からまずご説明をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいいたします。

事務局

お手元に資料をお配りしておりますので、こちらをご覧いただきたいと思います。前回の全体会の終了の際に、「この逐条解説についてご意見があれば事務局にお願いいいたします」ということでアナウンスをさせていただいておりましたが、今のところ特にございませんので、前回議題になりました「住民投票」部分について、再度修正案の作成をさせていただきました。こちらのご説明をさせていただきます。

若干見にくいかとは思いますが、これまでの修正の経過が分かるように、前回提案いたしました修正内容を赤字で、更に今回再修正の提案をさせていただく部分を青字で、それぞれお示ししております。このうち主に今回の修正部分についての説明をさせていただきたいと思います。

まず、一番上の取消線を引いている部分は、上から4つ目の第26条から始まる段落と内容が重複いたしますので、特に分けて記述をする必要はないのではないかと考えまして、削除しております。

また、今のこの4つ目の段落のうちで、2行目になりますが、直接的に意思表示を行うという部分は、結果的に下の方の段落で新たに追加した内容と重複することとなりますので削除し、ここは「住民投票」について簡潔に述べる文ということとしております。

次に、その下の5つ目の青字の段落で取消線を引いておりますが、この条文を規定する意義については、もう少し分かりやすく説明をする必要があるのではないかと考えまして、そのすぐ下の段落のように修正しております。内容的には、市長が本来的に有している議会への条例提案権に基づいて、住民投票を提案する選択肢があることを明らかにするものとしております。

更にその下の段落では、住民からの請求により住民投票条例の提案を行

	<p>う方法が既に法律で規定されていることと、当然議会にも住民投票条例を提案する権限があるということを述べております。これらの2つの段落の説明により、住民投票条例については、市長、市民、議会にそれぞれ提案権があることを明らかにしております。</p> <p>また、この段落の内容は、次のページの青字部分、こちらにも取消線を引いておりますが、こちらの内容の表現を変えてより分かりやすくするという意図で挿入をしておりますので、この2ページ目の該当部分は削除することとしております。</p> <p>こうした修正の結果、この条の解説の全体の流れとしては、最初の3つの段落で「住民投票」についての基本的な考え方を説明し、後半の3つの段落では、この第26条に定める「住民投票」の具体的な内容を説明するというような構成になっております。資料についての説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>事務局、削除した部分がたくさんございますので、成文案となっている部分を読み上げていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>読み上げさせていただきます。最初が4つ目の丸になります。第26条は、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民が意思決定に参加することができる制度である「住民投票」について定めています。</p> <p>2つ目、市長は、この規定がなくても「住民投票」に関する条例案を議会へ提出することは可能ですが、この規定は直接住民の意思を確認すべきであると判断した場合、市長には「住民投票」を行う提案をする選択肢があるということを改めて明記するものです。</p> <p>3つ目、住民からの請求による「住民投票」の実施については、地方自治法第74条の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、市民が直接請求によって住民投票条例の提案をすることができます。また、議会にも住民投票条例を提案する方法があります。</p> <p>4つ目、「住民投票」には法的拘束力はないものの、市長はその結果を尊重しなければなりません。また「住民投票」の結果と異なる判断をした時は、市民への説明責任を行うこととなります。</p> <p>5つ目、「住民投票」については、この条例の規定を根拠として直ちに実施できるものではなく、第3項に規定するようにその事案ごとに必要事項を別に条例で定めて実施することとしています。これは、「住民投票」を行うべきかどうかを含め、市議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。</p> <p>6つ目、「住民」とは、市内に住所を有する人を言います。ここで「市民」ではなく「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票については、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。以上でございます。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。今、事務局で読み上げてもらった部分</p>

	<p>が、第26条の前の皆様方のご意見を踏まえまして、逐条解説のたたき台を作っていた部分でございます。この部分につきまして存分にご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>かなり分かりやすくなったとは思いますが、市長の「住民投票」に関する条例提案権と、下の段落の「議会にも住民投票条例を提案する方法があります」という部分につきましては、敢えて地方自治法の規定を入れた方が住民請求による「住民投票」との実施の違いの根拠条文が分かってよいのかなと思いました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ちなみに、「議会にも住民投票条例を提案する方法があります」という部分ですね。ここの部分の根拠条文をご紹介しますか。</p>
事務局	<p>条例の議員提案ということで、議員の定数の12分の1以上の方からの意見ということで、議案を提出するという権限が議員さんにございまして、その議案に基づいて当然議員の皆さんで審議をいただいた結果、賛成を得られれば議決というような流れになっておりますので、議会の中で提案し議決をすることが可能であるということになっております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ここの部分は、地方自治法の第112条の規定に、ずばり「住民投票」というようなことは書いていないのですね。一般的に議案提案権がございますということが記載されているわけです。市長も本来的にはあるわけです。基本的には当然、議案提案権があるわけですので、その中に「住民投票」に関わる議案というのも入っているかということですが、ここのところをより条例で明確化したというところでございます。その点、根拠条文につきましてどうするかということは、後でまた検討をさせていただきたいと思います。ひとまず、色々な角度からご意見をお出しただければと思います。よろしく願いいたします。どうぞ、委員さん。</p>
委員	<p>語句の提案なのですが、残っているところで、3つ目の丸で、「市長はこの規定がなくても」のところ、3行目「市長には住民投票を行う提案をする選択肢がある」という、私はちょっと理解しにくいので、できたら「住民投票を行うことを提案する選択肢がある」と書き換えてもらった方が分かりやすいのかなというのが一つと、次の丸で「住民投票条例の提案をすることができます」というのと、「議会にも住民投票条例を提案する方法があります」という二文なのですが、急にここで「住民投票条例」という言葉に変わってしまうと、前列で「住民投票」という言葉でずっと流れてきているのに、この条例は何だろうかと思ってしまうのではないかと思うので、「住民投票をするための条例を提案することができる」とか、そういった形で、「住民投票」という言葉で統一してもらった方が分かりやすいのではないかなと思いました。以上です。</p>

委員長	ありがとうございます。どうぞ。
委員	私も全く同じように思ったのですが、先程言ったように地方自治法の分は一般的な議会などの提案権ということなので、「住民投票条例」という決まった言い方だと、あたかもこれ自体の提案権があるような誤解を招く恐れがありますので、委員さんがおっしゃったように「住民投票に関する条例を」という、そういう形で書いた方がより間違いがないのではないかと、一般的な提案権の中の一つだということ、より理解されるのではないかと考えました。以上です。
委員長	委員さん、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。 それでは、特にないようであれば、事務局、今の委員の皆様方のご発言に対するコメントができましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。
事務局	皆さんの総意をもちましてご了承いただければ、今回貴重な意見をいただきましたので、そういった方向で修正をさせていただきたいと思っております。
委員長	それでは、今、事務局からのコメントがございましたが、委員のご発言に対しまして修正をさせていただく方向で検討させていただくということでございます。つきましては、もしそれがよしとすれば、その微調整につきましては、大変申し訳ございませんが、委員長にご一任いただけないでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	ありがとうございます。それでは、先程の意見に対しまして調整をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。 第26条関係につきまして、その他ご意見ございましょうか。特になしということによろしいでしょうか。
全委員	はい。
委員長	ありがとうございます。それでは第26条につきましては、全て審議が尽くされた委員長として判断させていただきたいと思っております。ありがとうございました。 それでは、第26条関係は終わりました、その他の部分につきまして今までの長い間議論してきておりますが、これはまだ残されているのではないのか、という部分がございましたらご指摘をいただければと思っております。最後の最後の詰めでございます。特にございませんでしょうか。
全委員	はい。

<p>委員長</p>	<p>特にご意見なしと判断させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、いよいよ終結に向かって皆様方のご確認をさせていただきたいと思います。逐条解説に戻りますが、逐条解説の確認を皆様方にさせていただきまして、一応の終結を見たわけですが、今後、逐条解説の内容につきまして、市民の皆様方から「分かりにくい」、「理解しにくい」というようなご意見等がございましたら、その都度解説の変更を行うべきではなかろうかと思えます。</p> <p>その点につきましては、事務局、それから私にその対応をお任せいただけないでしょうか。どういうご意見が出てくるか、今のところ想像が付きませんので、柔軟に対応したいと思えますので、その点のご了解をいただければと思うのですが、よろしゅうございましょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。慎重に対応させていただきたいと思います。</p> <p>また、ふりがな等の微調整も行う必要がございます。その点につきましては、前回の検討委員会でも確認させていただいておるとおりでございますが、その点についてもお任せいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。そういうことで、完璧なものを今日ご確認というところにはまいっていないわけですが、かなりの部分につきまして、これまで詳細なご議論をいただいた上で、逐条解説ができあがってきているということにつきましては、ひとえに検討委員会の委員の皆様方のご協力のたまものと考えておる次第でございます。改めまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>さて、今後の条例（素案）、更には逐条解説の扱いにつきまして、素案につきましては、前回の検討委員会でご確認をいただきました。逐条解説につきましても、今日ほぼ皆様方にご確認をいただいて、若干の微調整につきましてご一任をいただいたところでございます。</p> <p>そういうことで、素案、それから逐条解説につきましては、市長に報告をさせていただきたいと思いますが、その点につきましてご承認いただけますでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。私が責任を持って、市長に対応させていただきたいと思えます。しっかりとこの議論の過程につきまして、委員の皆様方から大変なご尽力をいただいたことにつきまして、市長に報告をし、市長に我々の努力のご認識をいただこうかと思っている次第でございます。</p> <p>そういうことで、段取りとしましては、それを今日ご確認いただきまし</p>

	<p>たならば、本検討委員会の協議は本日で終了ということになるかと思いますが、終了ということでもよろしゅうございましょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。3年半以上時間をかけてまいりましたが、本日をもちまして検討委員会の議論は終了ということにさせていただきたいと思えます。大変長い道中でしたが、絶大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございました。お礼申し上げます。</p> <p>それでは、事務局にバトンタッチをさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>検討委員会の協議は本日までということですので、条例の案と逐条解説等の資料につきましては、整理をさせていただいた後に、本日欠席の委員さんを含めまして、改めて後日お送りさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここで事務局を代表しまして、ご挨拶を申し上げます。</p>
事務局	<p>事務局から、お礼を申し上げさせていただきます。委員長さんをはじめとして、検討委員の皆様方におかれましては、平成20年6月から約3年半にわたり、延べ93回の検討委員会等を開催していただく中、条例の検討をいただきました。誠にありがとうございました。</p> <p>本条例の検討にあたりましては、条例の内容はもとより検討過程が重要であるとの認識から、5つの部会に分かれて慎重な検討を行っていただくとともに、2度の市民意見交換会等を開催し、延べ22会場で767人の市民の参加をいただくなど、まさに手作りの条例案をまとめていただいたと考えております。</p> <p>今後は、この条例案を3月の市議会に上程できるように責任を持って作業を進め、条例制定を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>本日でこの検討委員会での審議は終了ということではありますが、条例の趣旨から考えましても、議会の議決をいただき、条例を制定してからの取り組みが非常に大事になってくると考えております。そのため、私どもといたしましても、今後とも積極的な条例の周知に努めてまいりたいと思えますし、市民主体のまちづくりに向けて今後も努力してまいりますので、委員皆様方におかれましても、これまで以上の市政へのご理解、ご協力、そしてご指導を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、本当にこれまで長い間誠にありがとうございました。お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>どうも、事務局ありがとうございました。本当に長い間、委員の皆様方にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。思い返すと2008年の6月にスタートしたかと思えます。色々な方面から、色々な方々</p>

からご意見をいただきました。民主的なものの決め方というものは、こういうものであろうかと、私は思っていました。意を言い尽くしたというところで、議論が終結できればと思ったところでございますが、なにせ大学の教員というのは世間知らずでございます、皆様方のような経験がございません。そういうことで、非常に司会者としてあっちに行ったりこっちに行ったりで、しっかりしなさいというようなお叱りの声も聞こえてくるような感じでまいりました。大変、内心じくじたる思いもございますが、何はともあれ皆様方の色々な角度からのご協力を得られたことによって、何とか司会の大役を果たすことができたことを心より感謝申し上げます。本当に長い間、ありがとうございました。それでは事務局、あとはよろしく申し上げます。

事務局

これを持ちまして、第30回の検討委員会を終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。